



平成 25 年 4 月 9 日

各 位

埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目 212 番 3 号  
メディカル・ケア・サービス株式会社  
代表取締役会長兼社長 高 橋 誠 一

(コード番号 2 4 9 4 名証セントレックス)

問合せ先： 常務取締役管理本部長 石塚 明

電話番号： 0 4 8 - 6 5 1 - 6 7 0 0 (代表)

## 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 5 月下旬開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本株主総会にかかる基準日等について

当社は、平成 25 年 5 月下旬開催予定の本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 25 年 4 月 24 日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、次のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- (1) 基 準 日 平成 25 年 4 月 24 日（水曜日）
- (2) 公 告 日 平成 25 年 4 月 9 日（火曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.mcsg.co.jp/>

#### 2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

平成 25 年 2 月 25 日付の当社プレスリリース「三光ソフランホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明について」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、本公開買付けが成立した後、本臨時株主総会において、①当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改定を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする

定款の一部変更を行うこと、②当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された当社の普通株式の全ての取得と引換えに別個の種類の本社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記①に係る議案が承認されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号の規定により、本臨時株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付与されることとなる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上